

36. 財産に関する調査

<出納局 会計課>

(57) 「財産に関する調査」における債権の記載方法については是正改善すべきもの
山梨県平成13年度各会計歳入歳出決算附属書類「財産に関する調査」における貸付金
に係る債権の記載内容の一部を例示すると次のとおりである。

3 債権

区分	前年度末現在額	平成13年度中増減額	平成13年度末現在額	備考：平成13年度出納整理期間中の増減
農業改良資金貸付金	1,830,510,000 円	△296,364,000 円	1,534,146,000 円	
農業経営改善促進資金貸付金	62,500,000		62,500,000	△62,500,000 円
林業改善資金貸付金	116,368,000	12,542,000	128,910,000	△100,000

(注) 「財産に関する調査」に計上されている54貸付金のうち3貸付金を例示した。

なお、債権に計上されている54貸付金の合計額は次のとおりである。

区分	前年度末現在額	平成13年度中増減額	平成13年度末現在額	備考：平成13年度出納整理期間中の増減
合計	99,553,052,037 円	△2,519,072,113 円	97,033,979,924 円	2,250,181,350 円

「財産に関する調査」における債権に係る平成13年度中の増減額の内容についてみると、
当年度貸付額（支出済額）と当年度回収額（収入済額）との差引額が計上されている。
具体的に上表の農業改良資金貸付金でみると、

(当年度貸付額) (当年度回収額) (当年度中増減額)
102,909 千円－399,273 千円＝△296,364 千円

となり、従って年度末現在額には歳入調定に係る収入未済額（決算事項別明細書でみると64,192千円）が含まれることとなる。

次に、備考欄に出納整理期間中の増減が計上されているが、これは出納整理期間中における貸付金資金交付額と償還金の収入額である。
ところで、「財産に関する調査」の作成の法的根拠については次のとおりである。

地方自治法第233条第1項
地方自治法施行令166条第2項

「同調査」の作成様式については地方自治法施行規則において「歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調査及び財産に関する調査の様式は、別記のとおりとする。」(第16条の2)と規定されており、債権の別記の様式を示すと次のとおりである。

3 債権			
区分	前年度末現在額	決算年度中増減額	決算年度末現在額
何 貸付金	千円	千円	千円
何			
備考	この調査は、決算年度の歳入に係る債権以外の債権について記載すること。		

しかしながら、山梨県の「財産に関する調査」における貸付金の債権計上については、
次の事例とおり、適正でないのでは是正改善すべきである。

ア、決算年度中増減額には当年度貸付額と当年度回収額（歳入調定による償還額）の差
による増減額を計上しているが、上記地方自治法施行規則第16条の2の様式における
「備考」で、「この調査は決算年度の歳入に係る債権以外の債権について記載すること。」
とあることから、この記載方法では決算年度の歳入に係る債権（収入未済額）が
含まれることとなる。

貸付金のように償還が長期間にわたる割賦返済等の債権については、決算年度中に
償還期限の到来した債権は当年度における歳入調定によって歳入歳出予算として収入
管理され、最終的に決算書に調定額、収入済額及び収入未済額として記載されること
となる。一方、償還期限未到来の貸付金の債権については歳入調定が行われないため
歳入歳出予算の執行管理から除かれることから「財産に関する調査」に記載し、県民
に決算書類として公表されるものである。即ち、償還期限到来債権と期限未到来債権
とがそれぞれ「歳入歳出決算事項別明細書」と「財産に関する調査」とにそれぞれ記
載され公表されるものである。

現状の記載方法では、収入未済額が決算附属書類としての「歳入歳出事項別明細書」
と「財産に関する調査」に二重計上されていることとなり、収入未済額(5,801,005,656
円)相当額が県の債権額として過大に表示されることとなる。

増減額の計上に当たっては決算年度中の減額については地方自治法施行規則に従い
償還期限到来額で当年度において歳入調定した額を計上すべきである。

イ、地方自治法施行規則の「財産に関する調査」の様式に一行備考欄を設け出納整理期
間中の収入支出額が増減計上され、年度末債権現在額から除外されているが、当該収
入支出額は、それぞれ当該年度末までには歳入調定及び契約締結等支出負担行為は既
に終了していることから当該金額(2,260,181,350円)をそれぞれ年度末債権現在額
に加算、控除すべきである。具体的には上表の林業改善資金貸付金については期中増
減額12,542千円－100千円として期末現在額を128,810千円とする、また農業経営改
善促進資金貸付金については62,500千円を期末現在額に計上しない、などである。

ウ、創造的中小企業創出支援資金貸付金1,664,760千円(特別会計分)については、過
去の経緯から「財産に関する調査」の債権の「高度化資金貸付金」に含まれているの

で適正に修正されたい。

エ、商工業振興資金貸付金の関連項目の合計について885千円の差額があるので修正されたい。また、小規模企業者等設備導入資金（設備近代化資金）貸付金について、2億28百万円の差異を適切に整理されたい。

37. 年度初めに貸付けを行い年度末に回収する資金について

(58) 継続的な団体への単年度貸付けについて見直すべきもの

山梨県信用保証協会に対する特別貸付金、母子寡婦短期援助資金貸付金、森林組合事業促進資金、林業優良苗木確保資金、しいたけ原木確保資金、県産材流通活性化資金等いくつかの資金が年度初めに貸付けを行い年度末に回収する方法で貸付けられている。

県ではこの方法を採用することについて各部署間で統一した考え方はもっていない。貸付先は、年度末に事業資金の貸付実績報告書を提出するので資金の運用が明確にできる利点もあるが、実質は固定資金であるため返済資金の調達を必要とし、年度末から年初にかけての間、他の金融機関からつなぎ資金を調達している貸付先があり手続きに煩雑さがある。

また、県と事業年度を同じくする貸付先では年度末には資金が返済されてしまうので県のその債権残高は当然、団体の計算書類等にも記載されないことになる。よって県では年度末の貸付金の状況において残高金額のほかこれら継続的な貸付けについては注記その他により明らかにすることが望ましい。

これらの貸付金が単に当該団体の運転資金の援助である場合は、その団体の経営改善指導を行い、その目的を達したものは制度を見直すべきである。

第3 貸付金についての意見

【指摘または意見】においてそれぞれ記載したことを踏まえ、山梨県の貸付金の管理・運営に関して意見を述べると次のとおりである。

第一に、貸付金の管理体制については、個々の主管部局において管理し、総合調整する管理方法をとるか、専門的な部局を設けて一元的な管理体制をとるか、それとも貸付金の保全・回収に関する管理業務を一元的な管理体制とするかなど、多様であるが、山梨県は主管部局が管理する方式を採用している。昨今の経済状況においては、約定どおりの返済が困難な債権、返済不能の債権などいわゆる不良債権が発生することは避けられないし、また、その数も相当数に及びまたその金額も多額になる。現在の延滞債権残高は5.9億3.6百万円であり、そのほか、返済条件を変更した債権が1.31億4百万円ある。貸付金が公共政策に関連していることから、償還が正常に行われなくなったり、償還が不可能になったりした場合、債権の保全・回収のためにとらなければならない措置が、遅延あるいは実施されないことがある。また公金のため、貸付金の一部放棄による一部の回収などの行為などを含めた処理やまた不納欠損処理がしにくいことがある。山梨県においてもそのようなことが、その制度【指摘または意見】において記載したように見られる。

融資後の債権の保全を図るため、個別企業に対する経営管理の支援や状況の把握とそれに伴う措置に実施、個人貸し付けについては的確な個別債権管理手続を行うことが重要である。奨学金貸付などにおいて見られるように個人の貸付金についてその管理が適切でないものもみられる。

また、県の貸付金の消滅時刻については、民法の規定が適用され、税金等の特例措置は適用がないので、県は貸付金の消滅時刻について、特段の配慮が必要である。また、債権の回収行為には相当程度専門的なノウハウも要求されるものであるし、債権の保全・回収について一定の基準に基づく処理も必要であるから、少なくとも貸付金の保全・回収に関する処理をする専門部門による一元的な管理体制若しくはそれと同様な効果のある制度を検討すべきであると考ええる。

第二に、現在の延滞債権及び返済条件を変更した債権の大部分は中小企業高度化資金貸付金であり、その発生の原因は、基本的には債務者の営業不振であるが、融資決定をする際の返済計画についての審査に、より慎重を要すると思われるものが見られる。返済計画の基本は販売計画にあるが、販売計画の数値の実現可能性についての検討は極めて困難な問題であるし、また昨今の経済情勢における企業の販売計画の検討はことさらに難しいところがある。また、債務者の売り上げが少数の販売先の業績にかかるとなるような事例の場合には、販売会社の業績見込みについても検討しなければならぬことになる。このことも考慮した販売計画の実現可能性の検討のためには、外部の専門家を参加させた審査機関を設置する必要があるものと考ええる。

第三に、融資による経済政策の効果を評価する基準制度を検討すべきである。これについて、中小企業高度資金の【指摘または意見】の中で記載した方法などの指標について検討すべきである。地方財政が逼迫している中で、時代と環境の変化に対応した制度の見直しや、優先順位の選択に有用である。公的資金は、無利子あるいは低利であるがゆえに、低金利の昨今の経済環境と相まって、利子率が需給のパラメーター機能を果たさず、資金需要の適切な評価が困難になっている状況からも、融資による経済政策の評価の基準若しくは指標がより重要となる。

III 貸付金の概要資料

第1 貸付金の制度の要約表

以下の表は平成13年度を基準としている。

部局名 商工労働観光部 1

1	制度創設年度	昭和31年度	小規模企業者等設備導入資金貸付金事業（設備貸付）	小規模企業者等設備導入資金（設備貸与：割賦）	小規模企業者等設備導入資金貸付金事業（設備貸与：リース）
2	根拠法令	小規模企業者等設備導入資金助成法	小規模企業者等設備導入資金助成法	小規模企業者等設備導入資金助成法	小規模企業者等設備導入資金助成法
3	国・県単	国	国	国	国
4	県直接・間接	県間接	県間接	県間接	県間接
5	所管部署	商業振興金融課	商業振興金融課	商業振興金融課	商業振興金融課
6	実施機関	(財)やまなし産業支援機構	(財)やまなし産業支援機構	(財)やまなし産業支援機構	(財)やまなし産業支援機構
7	融資枠	5.0%以内	1.00%	1.00%	1.00%
8	財源	諸収入(元金)	諸収入(元金)	諸収入(元金)	諸収入(元金)
9	貸付限度額	5.0万円～4千万円	1百万円～5千万円		
10	貸付期間	7年(内据置1年以内)		3～7年	
11	貸付利率	無利子	2.6%	1.398%~2.995%	
12	償還方法	元金均等償還		月賦払	
13	貸付対象者	小規模企業者2.0人以下(特認5.0人以下2.5割)			
14	保証人数	3名	2名(価格が1,000万円以下の場合1名)		
15	債務保証機関	無			
16	保証料率				
17	不動産・動産担保	無			
18	制度の変遷	平成11年度まで県が中小企業者へ直接貸付・利用状況報告書を年1回提出させている。			
19	有効性のフォロアップの有無	事後の巡回指導により、稼働状況、売上状況、投資見込みを把握している。			
	備考				

部局名 商工労働観光部 2

1	制度創設年度	昭和59年度	県単独中小企業設備貸与資金貸付事業(割賦)	県単独中小企業設備貸与資金貸付事業(リース)	中小企業高度化資金貸付事業
2	根拠法令	県単独中小企業設備貸与事業に伴う資金貸付制度要綱	同左	同左	中小企業総合事業団法
3	国・県単	県単	県単	県単	国
4	県直接・間接	県間接	県間接	県間接	県直接
5	所管部署	商業振興金融課	商業振興金融課	商業振興金融課	商業振興金融課
6	実施機関	(財)やまなし産業支援機構	(財)やまなし産業支援機構	(財)やまなし産業支援機構	1.00%以内(事業種類によつて異なる)
7	融資枠	1.00%	1.00%	1.00%	一般財源
8	財源	一般財源	一般財源	一般財源	無し
9	貸付限度額	1百万円～9千万円	同左	同左	2.0年(内据置3年)
10	貸付期間	6.5年(内据置0.5年)	3～7年	3～7年	1.5%(特定の法律に基づき実施する事業は無利子)
11	貸付利率	2.65%	1.408～3.006%	1.408～3.006%	元金均等償還
12	償還方法	元金均等償還	月賦払	月賦払	事業協同組合、協業組合等
13	貸付対象者	中小企業者			
14	保証人数	2名(価格が1,000万円以下の場合1名)	組合：役員全員、個人：法人：3名		
15	債務保証機関	無			
16	保証料率				
17	不動産・動産担保	無			貸付対象施設(土地、建物、設備)に抵当権・譲渡担保
18	制度の変遷				・利用状況報告書を年1回提出させている。
19	有効性のフォロアップの有無				
	備考				

部局名 商工労働観光部 3

貸付制度名	商工業振興資金	短期事業資金	
1 制度創設年度	昭和49年	平成11年	
2 根拠法令	山梨県商工業振興資金融資制度要綱	山梨県短期事業資金融資要綱	
3 国・県単	県単	県単	
4 県直接・間接	間接	間接	
5 所管部署	商業振興金融課	商業振興金融課	
6 実施機関	取扱金融機関	取扱金融機関	
7 融 資 枠	14.3億円	27.0億円	
8 財 源	一般財源	一般財源	
9 貸付限度額	別紙しおり	個人・会社5,000万円、 組合7,000万円	
10 貸付期間	別紙しおり	6ヶ月以内	
11 貸付利率	別紙しおり	0.019	
12 償還方法	元金一括償還	分割又は一括払い	元金一括償還
13 貸付対象者	信用保証協会	中小企業者	中小企業者
14 保証人数	1,263件	無担保・無保証人の融資以外は金融機関の定めるところによる	6,595件
15 債務保証機関	山梨県信用保証協会		
16 保証料率	0.6% - 0.9%		
17 不動産・動産担保	無担保・無保証人の融資以外は金融機関の定めるところによる	必要に応じて徴する	
18 制度の変遷			
19 有効性の有無			
備 考			

部局名 商工労働観光部 4

貸付制度名	創造的中小企業創出支援投資原資貸付金		
1 制度創設年度	平成8年度		
2 根拠法令	創造的中小企業創出支援事業の運用について(平成11.7.1中小企業庁長官通達) 中小企業総合事業団高度化・共済事業等業務方法書 山梨県創造的中小企業創出支援事業実施要綱		
3 国・県単	中小企業総合事業団(67%)、県(33%)		
4 県直接・間接	間接(貸付金)		
5 所管部署	工業振興課		
6 実施機関	県	(財)やまなし産業支援機構	特定ベンチャーキャピタル
7 融 資 枠	2億円(貸付金)	同左	同左
8 財 源	県債、一般会計繰入金、繰越金	県からの借入金	(財)やまなし産業支援機構からの預託金
9 貸付限度額	2億円	1社当たり累計1億円以内 (1事業年度5千万円以内) 10年以内	同左
10 貸付期間	10年以内	(社債の償還期限を最長)	10年以内
11 貸付利率	無利子	特別預託：1.0% 一般預託：1.1%	長期プライムレート以内
12 償還方法	元金一括償還	元金一括償還	元金：一括償還 社債利息：半年ごとの後払い
13 貸付対象者	(財)やまなし産業支援機構	特定ベンチャーキャピタル	創造的中小企業者
14 保証人数	2件	同左	同左
15 債務保証機関	無	無	原則不要
16 保証料率			(財)やまなし産業支援機構 債務保証額(引受額の70%) に対し年0.5%
17 不動産・動産担保	支援機構が基金の運用のために取得する有価証券等(質権設定)	創造的中小企業の社債又は株式(質権設定)	無
18 制度の変遷			
19 有効性の有無	年1回のフォローアップ調査(対象・創設法の認定企業)	無	無
備 考			

部局名 商工労働観光部 5

貸付制度名	創造的中小企業創出支援創庫・U-1新原資貸付金	
	制度創設年度	平成11年度
1 根拠法令	同左	
2 国・県単	中小企業総合事業団（80%）、県（20%）	
3 県直接・間接	間接（貸付金）	
4 所管部署	工業振興課	
5 実施機関	県	
6 融資枠	300,000,000（貸付金）	
7 財源	県債、一般会計繰入金、繰越金	
8 貸付限度額	300,000,000	
9 貸付期間	10年以内	
10 貸付利率	無利子	
11 償還方法	元金均等年賦	
12 貸付対象者	（財）やまなし産業支援機構	
13 保証件数	0件	
14 保証人数	無	
15 債務保証機関	無	
16 保証料率	無	
17 不動産・動産担保	支援機構が基金の運用のために取得する有価証券等（質権設定）	
18 制度の変遷	無	
19 有効性の有無	無	
備考	年1回のフォローアップ調査（対象：創設法の認定企業）	

部局名 商工労働観光部 6

貸付制度名	創造的中小企業創出支援基金造成資金貸付金	
	制度創設年度	平成8年度
1 根拠法令	同左	創庫、U-1に係るもの
2 国・県単	中小企業総合事業団（67%）、県（33%）	
3 県直接・間接	直接	
4 所管部署	工業振興課	
5 実施機関	県（（財）やまなし産業支援機構）	
6 融資枠	9億円（貸付金、H13年度未残高）	
7 財源	県債、一般会計繰入金、繰越金	
8 貸付限度額	長期計画の年間平均投資予定額の原則4倍以内	
9 貸付期間	10年以内	
10 貸付利率	無利子	
11 償還方法	元金一括償還	
12 貸付対象者	（財）やまなし産業支援機構	
13 保証件数	0件	
14 保証人数	無	
15 債務保証機関	無	
16 保証料率	無	
17 不動産・動産担保	支援機構が基金の運用のために取得する有価証券等（質権設定）	
18 制度の変遷	無	
19 有効性の有無	無	
備考		

部局名 商工労働観光部 7

貸付制度名		勤労者住宅建設資金融資制度	
1	制度創設年度	昭和54年	
2	根拠法令	山梨県勤労者住宅建設資金融資制度要綱	
3	国・県単	県単	
4	県直接・間接	間接(預託金)	
5	所管部署	労政雇用課	
6	実施機関	山梨県	中央労働金庫
7	融資枠	4億円	4億円
8	財源	諸収入(元金)、一般財源	
9	貸付限度額	197,019千円	
10	貸付期間	1年	
11	貸付利率	1.50%	
12	償還方法	元利一括償還	
13	貸付対象者	中央労働金庫	勤労者
14	保証人数	無	原則不要
15	債務保証機関	無	
16	保証料率	組織:日本労働者信用基金協会 未組織:山梨県労働者信用基金協会 組織0.1% 未組織0.13%	
17	不動産・動産担保	無	
18	制度の変遷	有	
19	有効性の注釈	無	
	備考		

部局名 商工労働観光部 8

貸付制度名		労働者住宅生活協同組合事業資金貸付金	
1	制度創設年度	昭和57年	
2	根拠法令	勤労者住宅生活協同組合事業資金貸付要綱	
3	国・県単	県単	
4	県直接・間接	間接	
5	所管部署	労政雇用課	
6	実施機関	山梨県	中央労働金庫
7	融資枠	30,000,000	30,000,000
8	財源	一般財源	
9	貸付限度額	30,000,000	
10	貸付期間	1年	
11	貸付利率	0.80%	
12	償還方法	元利一括償還	
13	貸付対象者	中央労働金庫	山梨県勤労者住宅協会
14	保証人数	無	3名
15	債務保証機関	無	
16	保証料率	無	
17	不動産・動産担保	無	
18	制度の変遷		
19	有効性の注釈	無	
	備考		

部局名 商工労働観光部 9

貸付制度名		山梨県勤労者福祉資金融資制度		
			ゆとりライフ資金	ふれあいファミリー資金
1	制度創設年度	昭和55年		
2	根拠法令	山梨県勤労者福祉資金融資制度要綱		
3	国・県単	県単		
4	県直接・間接	間接		
5	所管部署	労政雇用課		
6	実施機関	山梨県	中央労働金庫	中央労働金庫
7	融資枠	278,000,000	260,000,000	18,000,000
8	財源	一般財源		
9	貸付限度額	193,262,000	100万円	100万円
10	貸付期間	1年	5年以内	1年内の据置後5年以内
11	貸付利率	0.50%	3.00%	2.20%
12	償還方法	元利一括償還	元利均等割賦償還	据置1年、元利均等割賦償還
13	貸付対象者	中央労働金庫	従業員300人未満の企業に雇用されている者	左で育児、介護休業者
	同件数	2件	143件	0件
14	保証人数	無	原則不要	原則不要
15	債務保証機関	無	組織：日本労働者信用基金協会 未組織：山梨県労働者信用基金協会	組織：日本労働者信用基金協会 未組織：山梨県労働者信用基金協会
16	保証料率		組織0.7% 未組織1.2%	組織0.7% 未組織1.2%
17	不動産・動産担保	無	無	無
18	制度の変遷			
19	有効性のフォロ ーの有無	無		
	備考			

部局名 農政部 1

貸付制度名		青果物資材等仕込資金預託制度	笛吹川沿岸地区償還対策資金
		1	制度創設年度
2	根拠法令	山梨県青果物資材等仕込資金預託要綱	笛吹川地区国営事業負担金償還対策資金貸付に関する協定書
3	国・県単	県単	県単
4	県直接・間接	県直接	県直接
5	所管部署	果樹園芸課	耕地課
6	実施機関	山梨県	山梨県
7	融資枠	3億円	
8	財源	県の一般財源	県の一般財源
9	貸付限度額	3億円	
10	貸付期間	12月1日～3月31日	平成43年度まで
11	貸付利率	1%	無利子
12	償還方法	預託期間終了日に定められた利率により計算した利子を賦して一括償還	協定書に記載の年割額で償還
13	貸付対象者	山梨県信用農業協同組合連合会	笛吹川沿岸土地改良区
	同件数	0件	1件
14	保証人数	無	無
15	債務保証機関	無	無
16	保証料率		
17	不動産・動産担保	無	無
18	制度の変遷	昭和35年預託開始	
19	有効性のフォロ ーの有無		
	備考		

部局名 農政部 2

貸付制度名	農業改良資金				
	生産方式改善資金	特定地域新部門導入資金	経営規模拡大資金	農家生活改善資金	青年農業者等育成確保資金
1 制度創設年度	昭和31年度	平成7年度	昭和60年度	昭和39年度	平成4年度
2 根拠法令	農業改良資金助成法				
3 国・県単	国・県				
4 県直接・間接	直接（県信連、農協を経由）				
5 所管部署	農業技術課				
6 実施機関	山梨県（県信連、農協を経由）				
7 融資枠	3億3550万円	6千万円	1500万円	3000万円	5千万円
8 財源	国2/3、県1/3				
9 貸付限度額	1,052,8万円	1,800万円		9000万円	6,900万円
10 貸付期間（）内据置期間	10(3)年以内	12(5)年以内	10()年以内	7(1)年以内	10(3)年以内
11 貸付利率	無利子				
12 償還方法	均等年賦償還				
13 貸付対象者	農業者又はその組織する団体				
同件数	88件	4件	0件	0件	15件
14 保証人数	2名				
15 債務保証機関	無				
16 保証料率					
17 不動産・動産担保	無し（担保の徴求は制度上はあるが取っていない）				
18 制度の変遷	過去9回、適宜資金種類と貸付条件の変更を行った				
19 有効性のフォロ－の有無					
備考					

部局名 農政部 3

貸付制度名		農業経営改善促進資金
1 制度創設年度		平成6年度
2 根拠法令		農業経営改善促進資金融通事業実施要綱
3 国・県単		国・県
4 県直接・間接		間接（県 農業信用基金協会 融資機関 認定農業者）
5 所管部署		農業技術課
6 実施機関		農業協同組合、農林中金等
7 融資枠		5億円
8 財源		農林漁業信用協会からの貸付金及び県から出えんされた資金
9 貸付限度額		個人（一般経営500万円 畜産施設園芸経営2000万円）、法人（一般経営1000万円、畜産施設園芸経営8000万円）
10 貸付期間（）内据置期間		1年以内（当座貸越による場合は経営改善期間の終了年度まで）
11 貸付利率		変動金利制（当座貸越の場合は0.5%の範囲で上乗せ）
12 償還方法		随時返済
13 貸付対象者		認定農業者
同件数		平成13年度第4四半期末現在、取引件数13件
14 保証人数		協会の担保徴求規程による
15 債務保証機関		農業信用基金協会
16 保証料率		0.35%
17 不動産・動産担保		協会の担保徴求規程による
18 制度の変遷		無
19 有効性のフォロ－の有無		
備考		

部局名 農政部 4

貸付制度名		就農支援資金		
		(就農研修資金)	(就農準備資金)	(就農施設等資金)
1	制度創設年度	平成7年度		平成12年度
2	根拠法令	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法		
3	国・県単	国・県		
4	県直接・間接	間接		
5	所管部署	農業技術課		
6	実施機関	(財)県農業振興公社		J A
7	融資枠	2億800万円	8千万円	1億5千万円
8	財源	国2/3、県1/3		
9	貸付限度額	農大研修 120万円 先進農家研修 360万円 指導研修 200万円	200万円	(青年)1年目2,800万円 2~5年目900万円 (中年)1年目1,800万円 2~5年目900万円
10	貸付期間	7年~20年以内		12年以内
11	貸付利率	無利子		
12	償還方法	均等年賦		
13	貸付対象者	認定就農者		
	同件数	46件	14件	5件
14	保証人数	2名以上		
15	債務保証機関	県農業信用基金協会		
16	保証料率	0.29%		
17	不動産・動産担保	無し(担保の徴求は制度上はあるが取っていない)		有
18	制度の変遷	平成10年度に18歳以上65歳未満まで対象を拡大(当初は18歳以上40歳未満)		
19	有効性のフォロ一の有無	研修終了報告書の提出	就農届出書の提出	巡回指導による経営状況把握
	備考	9から17は間接貸与者に対する貸付条件		

部局名 森林環境部 1

貸付制度名		森林組合事業促進事業資金	林業優良苗木確保資金	しいたけ原木確保資金
		1	制度創設年度	昭和56年度
2	根拠法令	なし(借用証書による)	なし(借用証書による)	しいたけ原木資金貸付要領
3	国・県単	県単	県単	県単
4	県直接・間接	間接	県直接	間接
5	所管部署	林業振興課	林業振興課	林業振興課
6	実施機関	山梨県森林組合連合会	山梨県	山梨県特用林産協会
7	融資枠	1億1千万円	5千万円	8千万円
8	財源	県の一般財源	県の一般財源	県の一般財源
9	貸付限度額	1億1千万円	5千万円	8千万円
10	貸付期間	1年	1年	1年
11	貸付利率	直接:無利子 間接:1.8%	1.80%	1.00%(1.40%)(2.00%)
12	償還方法	一括償還	一括償還	一括償還
13	貸付対象者	直接:山梨県森林組合連合会 間接:森林組合	山梨県森林組合連合会	直接:山梨県特用林産協会 間接:森林組合
	同件数	直接1件 間接9件	1件	直接1件 間接7件
14	保証人数	3名	3名	3名
15	債務保証機関	無	無	無
16	保証料率			
17	不動産・動産担保	無	無	無
18	制度の変遷	平成7年度まで 直接貸付利率1.8%	昭和61年度まで 年利3%	
19	有効性のフォロ一の有無	無	無	無
	備考			

部局名 森林環境部 2

貸付制度名		県産材流通活性化資金	木材産業等高度化推進資金	林業改善資金
1	制度創設年度	昭和 63 年度	平成 8 年度	昭和 51 年度
2	根拠法令	なし(借用証書による)	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(林野庁)山梨県木材産業等高度化推進資金制度運営要綱	林業改善資金助成法
3	国・県単	県単	国	県単
4	県直接・間接	間接	間接	県直接
5	所管部署	林業振興課	林業振興課	林業振興課
6	実施機関	山梨県森林組合連合会	各金融機関	山梨県森林組合連合会(事務取扱)
7	融資枠	2億4千万円	協調融資枠3億65百万円	7千1百万円
8	財源	県の一般財源	農林漁業信用基金借入金 県の一般財源	国の補助金及び県の一般財源
9	貸付限度額	2億4千万円	県の合理化計画により認定した金額。	個人：1千5百万円 会社：3千万円、 森林組合等団体：5千万円
10	貸付期間	1年	1年～7年	2～15年
11	貸付利率	直接：1.8% 間接：2.0%	直接：0.5%～1.0% 間接：1.5%～2.6%	無利子
12	償還方法	一括償還	直接：一括償還 間接：元金均等	均等償還
13	貸付対象者	直接：山梨県森林組合連合会 間接：原木市場を持つ事業者	直接：金融機関預託 間接：認定事業者の事業主	森林所有者、造林業者、素材生産者、森林組合等
	同件数	直接1件 間接2件	直接3件 間接7件	11件
14	保証人数	4名		貸付額50万円未満の場合1人以上、50万円超2名以上
15	債務保証機関	無	農林漁業信用基金が各金融機関に対して保証する	無
16	保証料率		0.65%	
17	不動産・動産担保	無	農林漁業信用基金が各金融機関に対して保証する際に、無担保枠を越える分については必要となる	貸付金500万円以上の場合、担保必要
18	制度の変遷	昭和63年度に制度創設、平成6年度までは県森連のみ、平成7年度から南部が加入、平成10年度から東部が加入	昭和55年に「国産材産業振興資金」として制度創設、平成6年に現在の名称、以降、種別及び利率については毎年改訂。	法改正に伴い、その都度、貸付内容変更
19	有効性のフォロ－の有無	実績報告書の提出	実績報告書の提出	無
	備考		県で合理化計画を認定する。	

部局名 森林環境部 3

貸付制度名		公社造林推進事業資金	分収育林事業資金	公的分収育林事業資金
1	制度創設年度	昭和40年	昭和61年	昭和61年
2	根拠法令	なし(借用証書による)	なし(借用証書による)	なし(借用証書による)
3	国・県単	県単	県単	県単
4	県直接・間接	県直接	県直接	県直接
5	所管部署	森林整備課	森林整備課	森林整備課
6	実施機関	山梨県	山梨県	山梨県
7	融資枠	623,220千円	590千円	平成12年度から公社造林事業と一本化
8	財源	一般財源	一般財源	一般財源
9	貸付限度額	623,220千円	590千円	融資枠に同じ
10	貸付期間	50年	25年	25年
11	貸付利率	無利子	無利子	無利子
12	償還方法	一括償還	一括償還	一括償還
13	貸付対象者	山梨県林業公社	山梨県林業公社	山梨県林業公社
	同件数	1件	1件	1件
14	保証人数	無	無	無
15	債務保証機関	無	無	無
16	保証料率			
17	不動産・動産担保	無	無	無
18	制度の変遷			
19	有効性のフォロ－の有無	有	有	有
	備考			

部局名 森林環境部 4

貸付制度名		林業就業促進資金	山梨県浄化槽検査機関運営資金貸付金
1	制度創設年度	平成9年度	平成9年度
2	根拠法令	林業労働力の確保の促進に関する法律	山梨県浄化槽検査機関運営資金貸付金交付要綱
3	国・県単	県単	県単
4	県直接・間接	間接	県直接
5	所管部署	林業振興課	大気水質保全課
6	実施機関	山梨県林業労働センター	
7	融資枠	10,800千円	定額4,500千円
8	財源	国の補助金及び県の一般財源	県の一般財源
9	貸付限度額	就業研修資金 4~15万円 (月額)/人、 就業準備資金 120~150万円 /人	4,500千円
10	貸付期間	13~20年	H9.9.1~H16.3.31
11	貸付利率	無利子	無利子
12	償還方法	均等償還	2年据え置き5年返済
13	貸付対象者	直接：山梨県林業労働センター 間接：新たに林業に就業しようとする者、認定事業者の事業主	(社)山梨県浄化槽協会
	同件数	2件	1件
14	保証人数	1名	無
15	債務保証機関	無	無
16	保証料率		
17	不動産・動産担保	無	無
18	制度の変遷		
19	有効性のフォロ ーの有無	無	有
	備考		

部局名 福祉保健部 1

貸付制度名		父子福祉資金貸付金	母子福祉資金貸付金	寡婦福祉資金貸付金
1	制度創設年度	昭和55年度	昭和39年度	昭和39年度
2	根拠法令	山梨県父子資金貸付金要綱	母子及び寡婦福祉法	母子及び寡婦福祉法
3	国・県単	県単	国	国
4	県直接・間接	県直接	県直接	県直接
5	所管部署	児童家庭課	児童家庭課	児童家庭課
6	実施機関	山梨県	山梨県	山梨県
7	融資枠	1千2百万円	1億6千万円	4千万円
8	財源	県	国	国
9	貸付限度額	2,928千円	2,928千円	2,928千円
10	貸付期間	1ヶ月~5年	1ヶ月~5年	1ヶ月~5年
11	貸付利率	無利子・年3%	無利子・年3%	無利子・年3%
12	償還方法	年賦・半年賦・月賦	年賦・半年賦・月賦	年賦・半年賦・月賦
13	貸付対象者	父子家庭の父	母子	寡婦
	同件数	13件	175件	19件
14	保証人数	1名	1名	1名
15	債務保証機関			
16	保証料率			
17	不動産・動産担保			
18	制度の変遷	無	無	無
19	有効性のフォロ ーの有無	有	有	有
	備考			

部局名 福祉保健部 2

貸付制度名	母子寡婦短期援助資金貸付金	国民健康保険診療報酬支払資金貸付金	国民健康保険高額療養費貸付資金貸付金
1 制度創設年度	昭和60年度	昭和34年度	昭和54年
2 根拠法令	母子寡婦短期援助資金貸付金要綱	国民健康保険診療報酬支払資金貸付要綱	国民健康保険高額療養費貸付資金貸付要綱
3 国・県単	県単	県単	県単
4 県直接・間接	間接	間接	間接
5 所管部署	児童家庭課	国保援護課	国保援護課
6 実施機関	母子寡婦福祉連合会	山梨県国民健康保険団体連合会	山梨県国民健康保険団体連合会
7 融資枠	2千万円	1億円	1千万円
8 財源	一般財源	一般財源	一般財源
9 貸付限度額	2千万円	1億円	1千万円
10 貸付期間	1年	H13.4.25～H14.3.29	H13.4.25～H14.3.29
11 貸付利率	無利子	無利子	無利子
12 償還方法	年一括	一括払い	一括払い
13 貸付対象者	直接:母子寡婦福祉連合会 間接:母子寡婦	直接:山梨県国民健康保険団体連合会 間接:市町村	直接:山梨県国民健康保険団体連合会 間接:市町村
同 件数	直接1件、間接7件	直接1件、間接0件	直接1件、間接463件
14 保証人数			
15 債務保証機関			
16 保証料率			
17 不動産・動産担保			
18 制度の変遷	無		
19 有効性のフォローの有無	有		
備考			

部局名 福祉保健部 3

貸付制度名	民間社会福祉施設振興資金貸付金	山梨県社会福祉士及び介護福祉士等修学資金	山梨赤十字病院経営健全化資金貸付金
1 制度創設年度	昭和48年度	平成5年度	平成6年度
2 根拠法令	山梨県民間社会福祉施設振興資金貸付要綱	山梨県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例	
3 国・県単	県単	国・県 県単	県単
4 県直接・間接	間接	県直接	県直接
5 所管部署	福祉保健総務課	福祉保健総務課	福祉保健総務課
6 実施機関	山梨県社会福祉協議会	山梨県	山梨県
7 融資枠	3千万円	6,048千円	9億円
8 財源	県の一般財源	国の補助金 県の一般財源	県の一般財源
9 貸付限度額	施設整備資金:5,000千円 運営資金:2,000千円	432千円	9億円
10 貸付期間	施設整備資金:8年以内 運営資金:12ヶ月以内	養成施設等に在学する期間	25年
11 貸付利率	直接:無利子間接:年2%	無利子	無利子
12 償還方法	施設整備資金 元利均等半年賦償還 運営資金 一括償還	月賦又は半年賦の均等払	20年償還、5年据置、元金均等払
13 貸付対象者	社会福祉法第2条の規定による社会福祉事業を営む施設等	養成施設に在学中で、卒業後県内で介護福祉士等の業務に従事しようとする者	日本赤十字社
同 件数	直接1件間接4件	51件	1件
14 保証人数	1名以上	102名	
15 債務保証機関	無	無	無
16 保証料率			
17 不動産・動産担保			
18 制度の変遷	12年度に限度額、利率等を改正	平成8年度から県単枠5人を設けた	
19 有効性のフォローの有無		有	
備考		貸付件数は残債務者数	

部局名 福祉保健部 4

1	制度創設年度	昭和48年度	山梨県高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金貸付事業	山梨県介護保険財政安定化基金事業貸付金	昭和37年度	看護職員修学資金
2	根拠法令	山梨県高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金貸付条例	山梨県介護保険施設財政安定化基金条例	山梨県看護職員修学資金貸付条例	昭和37年度	看護職員修学資金
3	国・県単	県単	一部補助(国・県・市町村が1/3ずつ拠出した基金が原資)	国補+県及び県単	昭和37年度	看護職員修学資金
4	県直接・間接	間接(委託先(福)山梨県社会福祉協議会)	県直接	直接	昭和37年度	看護職員修学資金
5	所管部署	長寿社会課・障害福祉課	長寿社会課	医療課	昭和37年度	看護職員修学資金
6	実施機関	(福)山梨県社会福祉協議会	山梨県	山梨県	昭和37年度	看護職員修学資金
7	融資枠	平成13年度当初予算： 高齢者分：4千5百万円 障害者分：2千万円	平成14年3月31日現在 の基金残高 814,316,789円	平成13年度当初予算： 158,088千円	昭和37年度	看護職員修学資金
8	財源	県債(予算額が20,000千円未満の場合は一般財源)	山梨県介護保険 財政安定化基金	国の補助金及び県の一級財源	昭和37年度	看護職員修学資金
9	貸付限度額	2,264千円	財政不足見込額×1.1	定額(月額)大学生83,000円 民間養老施設(保助給)36,000円 公立養老施設(保助給)32,000円 民間養老施設(准看)21,000円 公立養老施設(准看)15,000円	昭和37年度	看護職員修学資金
10	貸付期間	10年以内(うち5年据置)	H12-14年度の場合 H17.12.20まで	1年-4年	昭和37年度	看護職員修学資金
11	貸付利率	年3%以内	無利子	無利子	昭和37年度	看護職員修学資金
12	償還方法	元利均等月賦償還	H12-14年度の場合H15.16.17に1/3ずつ償還	一括又は年4回均等払い	昭和37年度	看護職員修学資金
13	貸付対象者	間接：県内に居住する高齢者(60歳以上)同居する者・県内に居住する重度心身障害者又はその者と同居する者 直接：高齢者又は重度心身障害者の使用する居室等を真に必要とし、これを自力で整備することを困難な者	市町村	看護師等養成施設在学者	昭和37年度	看護職員修学資金
14	保証人数	1,304件	H12:1件、H13:12件	平成13年度 399人	昭和37年度	看護職員修学資金
15	債務保証機関	無	無	無	昭和37年度	看護職員修学資金
16	保証料率	無	無	無	昭和37年度	看護職員修学資金
17	不動産・動産担保	無	無	無	昭和37年度	看護職員修学資金
18	制度の変遷	平成4年度に貸付限度額を引上げ	平成14年度の政令改正により償還期限延長の特別措置	制度制定後、貸与額、免除要件等の改正がなされた。	昭和37年度	看護職員修学資金
19	有効性のフォロアップの有無	有(完了届(写真貼付)の提出を義務付けている。	貸付対象市町村の介護保険特別会計決算に反映	有	昭和37年度	看護職員修学資金

部局名 土木部

1	制度創設年度	昭和44年度	住宅供給公社事業資金貸付金	住宅新築資金等原資貸付	平成5年度	土地区画整理組合貸付金
2	根拠法令	なし (金銭消費貸借契約書による)	山梨県住宅新築資金等貸付制度要綱 山梨県住宅新築資金等貸付要綱 山梨県住宅新築資金等原資貸付要綱	山梨県住宅新築資金等貸付制度要綱 山梨県住宅新築資金等貸付要綱 山梨県住宅新築資金等原資貸付要綱	平成5年度	土地区画整理組合貸付金
3	国・県単	県単	県単	県単	平成5年度	土地区画整理組合貸付金
4	県直接・間接	直接	直接	直接	平成5年度	土地区画整理組合貸付金
5	所管部署	住宅課	住宅課	都市計画課	平成5年度	土地区画整理組合貸付金
6	実施機関				平成5年度	土地区画整理組合貸付金
7	融資枠	予算で定める	予算で定める	予算で定める	平成5年度	土地区画整理組合貸付金
8	財源	一般財源	一般財源	国(都市開発資金(県・県費))	平成5年度	土地区画整理組合貸付金
9	貸付限度額	30億円	必要に応じ、予算の範囲内で貸付	必要に応じ、予算の範囲内で貸付	平成5年度	土地区画整理組合貸付金
10	貸付期間	1年	25年	1年-8年以内(6年の据え置き期間を含み)	平成5年度	土地区画整理組合貸付金
11	貸付利率	無利子	3.50%	無利子	平成5年度	土地区画整理組合貸付金
12	償還方法	一括償還	元利均等年賦償還	均等半年賦	平成5年度	土地区画整理組合貸付金
13	貸付対象者	山梨県住宅供給公社	市町村	貸付要件を満たす土地区画整理組合	平成5年度	土地区画整理組合貸付金
14	保証人数	1件	5市町村	H14年1件(累計11件)	平成5年度	土地区画整理組合貸付金
15	債務保証機関	無	無	無	平成5年度	土地区画整理組合貸付金
16	保証料率				平成5年度	土地区画整理組合貸付金
17	不動産・動産担保	無	無	有(担保又は連帯保証人)	平成5年度	土地区画整理組合貸付金
18	制度の変遷	平成5年度から10億円で利率1.0% 平成13年度から30億円で無利子	昭和61年度まで2%・平成3年度まで2.8%	貸付基準単価の改正	平成5年度	土地区画整理組合貸付金
19	有効性のフォロアップの有無	有(決算報告書の提出)	有	有(実績報告書の提出)	平成5年度	土地区画整理組合貸付金

部局名 企画部

貸付制度名		リニアモーターカー山梨実験線に係る貸付金	山梨県土地開発公社経営再建事業資金貸付金	消費者訴訟費用貸付金
1	制度創設年度	平成2年度	平成13年度	昭和50年度
2	根拠法令	リニアモーターカー山梨実験線に係る貸付金に関する協定	山梨県土地開発公社経営再建事業資金貸付金に関する契約書	山梨県消費生活の保護に関する条例
3	国・県単	県単	県単	県単
4	県直接・間接	県直接	県直接	県直接
5	所管部署	リニア推進課	企画課	県民生活課
6	実施機関	山梨県	山梨県	山梨県
7	融資枠	160億円	50億円	50万円
8	財源	県の一般財源	貸付金償還金	県の一般財源
9	貸付限度額	160億円	50億円	50万円
10	貸付期間	営業線開業まで	1年	訴訟終了後6ヶ月以内
11	貸付利率	実験終了後、協議	無利息	無利息
12	償還方法	実験終了後、協議	一括償還	訴訟終了後、協議
13	貸付対象者	(財)鉄道総合技術研究所	山梨県土地開発公社	条件に合致する訴訟者
	同件数	1件	1件	無
14	保証人数	東海旅客鉄道(株)が営業主体として指名を受けたとき、1名	無	無
15	債務保証機関	上記の場合、東海旅客鉄道(株)	無	無
16	保証料率	無	無	無
17	不動産・動産担保	無	無	無
18	制度の変遷	11年度26億円返戻		
19	有効性のフォローの有無			
	備考	現在高134億円		

部局名 教育委員会

貸付制度名		山梨県奨学金	山梨県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金	山梨県地域改善対策高等学校等奨学資金
1	制度創設年度	昭和42年4月	昭和49年4月	昭和62年10月
2	根拠法令	山梨県奨学金貸付条例 山梨県奨学金貸付条例施行規則 山梨県奨学生選考委員会規程	山梨県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付条例 山梨県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付条例施行規則 山梨県修学生選考委員会規程	山梨県地域改善対策高等学校等奨学資金貸付条例 山梨県地域改善対策高等学校等奨学資金貸付条例施行規則 山梨県地域改善対策高等学校等奨学生選考委員会規程
3	国・県単	県単	国補1/2	国補2/3
4	県直接・間接	県直接	県直接	県直接
5	所管部署	教育委員会高校教育課	教育委員会高校教育課	教育委員会高校教育課
6	実施機関	山梨県	山梨県	山梨県
7	融資枠	1,656千円(当初予算額)	1,380千円(当初予算額)	13,845千円(当初予算額)
8	財源	償還金	国補1/2、一般財源1/2	国補2/3、一般財源1/3
9	貸付限度額	公立1年生 18,000円 2・3年生 17,000円、 私立1年生 30,000円 2・3年生 29,000円	1年生 14,000円 2年生 13,000円 3・4年生 12,000円	高校等： 公立23,000円、私立43,000円 大学： 国公立48,000円、私立82,000円 通学用品等助成金： 高校等入学時 23,100円 大学入学時 36,750円
10	貸付期間	奨学生の在学する学校の最短修業年限	貸付を受けた期間を通算して4箇年以内	奨学生の在学する学校の最短修業年限
11	貸付利率	無利子	無利子	無利子
12	償還方法	貸付終了後、15年以内の年賦(6月据置)	貸付終了後、貸付を受けた期間に相当する期間内(6月据置)	貸付終了後、20年以内年賦又は半年賦(6月据置)
13	貸付対象者	県内の高等学校等に在学している他要件を満たす者	県内に所在する高校の定時制の課程又は通信制の課程に在学している者他要件を満たす	6対象地域に居住する同関係者の子弟他要件を満たす者
	同件数	3件	7件	16件
14	保証人数	1人	2人	1人
15	債務保証機関	無	無	無
16	保証料率			
17	不動産・動産担保	無	無	無
18	制度の変遷			昭和62年10月に給付から貸与となる。
19	有効性のフォローの有無	有	有	有
	備考			

部局名 総務部 1

貸付制度名		地域総合整備資金貸付制度	市町村振興資金貸付金	過疎地域振興資金貸付金
1	制度創設年度	平成元年度	昭和37年度	昭和45年度
2	根拠法令	山梨県地域総合整備資金貸付要綱	山梨県市町村振興資金条例	山梨県過疎地域振興条例
3	国・県単	県単	県単	県単
4	県直接・間接	県直接	県直接	県直接
5	所管部署	市町村課	市町村課	市町村課
6	実施機関	山梨県	山梨県	山梨県
7	融資枠	貸付案件が生じた時点で 予算措置	23億8千万円	3億5千万円
8	財源	起債（地域総合整備資金 貸付事業）	県（諸収入）	県（諸収入）
9	貸付限度額	一般の地域 26億円	なし	なし
10	貸付期間	5年～15年	10年間	10年間
11	貸付利率	無利子	（道路整備 他） 財政融資資金（償還期限 10年）の0.5%減 （地域振興 他） 道路整備資金等の利率の 1/2	財政融資資金 （償還期限10年） の0.5%減
12	償還方法	元金均等	元金均等償還	元金均等償還
13	貸付対象者	融資要件に該当する民間 事業者	市町村及び市町村の組合	準過疎団体 10町村
13	同件数	2件	36件(平成13年度)	9件(平成13年度)
14	保証人数	なし		
15	債務保証機関	金融機関		
16	保証料率			
17	不動産・動産担保			
18	制度の変遷		生活基盤整備を基本とし つつ、時代や県施策を考 慮に入れ資金の見直しを 行ってきた。	・オウム真理教対策関連 事業資金 （H8～H11）
19	有効性のフォロ ーの有無		施行規則第15条に基づ く実地検査の実施	施行規則第16条に基づ く実地検査の実施
	備考			

部局名 総務部 2

貸付制度名		辺地振興資金貸付金
1	制度創設年度	昭和40年度
2	根拠法令	山梨県辺地振興条例
3	国・県単	県単
4	県直接・間接	県直接
5	所管部署	市町村課
6	実施機関	山梨県
7	融資枠	2億円
8	財源	県（諸収入）
9	貸付限度額	なし
10	貸付期間	10年間
11	貸付利率	財政融資資金（償還期限10 年）の0.5%減
12	償還方法	元金均等償還
13	貸付対象者	準辺地団体 33市町村
13	同件数	7件(平成13年度)
14	保証人数	
15	債務保証機関	
16	保証料率	
17	不動産・動産担保	
18	制度の変遷	
19	有効性のフォロ ーの有無	施行規則第17条に基づく 実地検査の実施
	備考	

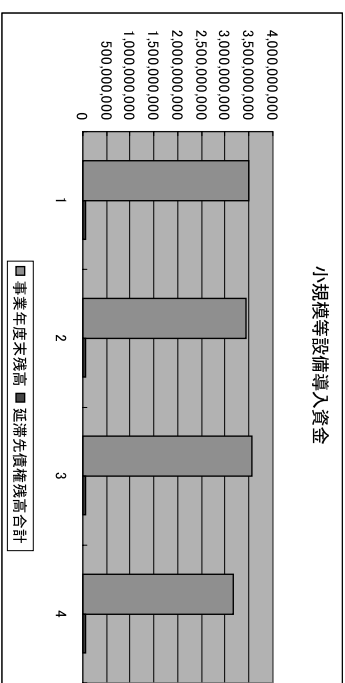
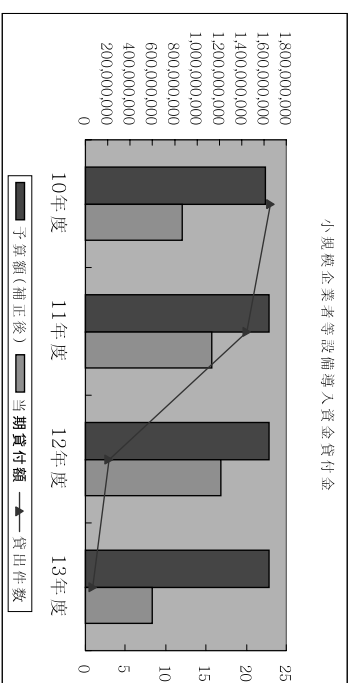
第2 各部署の貸付金の4年間の推移

- 注1. 平成10年度から平成13年度の4年間の推移を作成している。
 注2. NO41とNO42は除いている。また、上記期間中に貸付も残高もな
 いのでNO48も除いている。
 注3. 上記期間中に貸付も残高もないものは除いている。
 注4. 単位は円である。

商工労働観光部

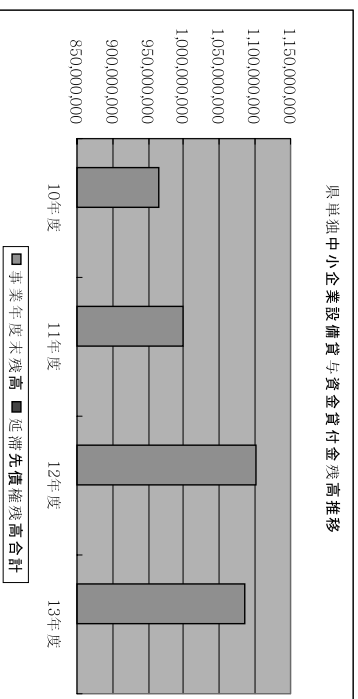
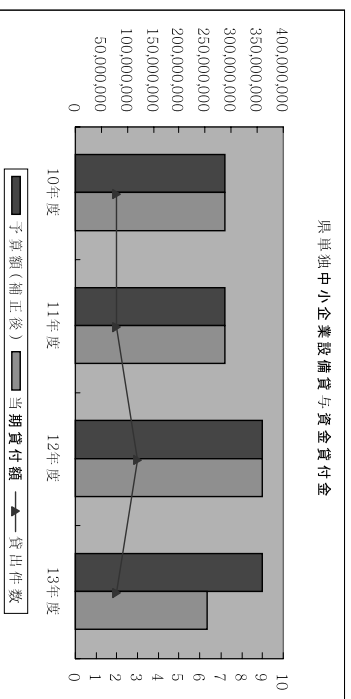
No.1 小規模企業者等設備導入資金貸付金

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
予算額(補正後)	件数 1,610,000,000 金額 23	件数 1,650,000,000 金額 20	件数 1,650,000,000 金額 3	件数 1,650,000,000 金額 1
当期貸付額	862,570,000	1,128,370,000	1,211,305,045	595,844,000
調定額	349 1,299,189,775	283 1,210,132,775	237 1,141,667,775	197 1,034,130,775
元本償還額	330 1,219,052,000	264 1,190,270,000	218 1,092,030,000	178 984,758,000
返済免除額				
不納欠損額				
調定減額				
収入未済額	50,137,775	49,862,775	49,637,775	49,372,775
事業年度末残高	3,495,297,324	3,433,397,324	3,552,672,369	3,163,758,369
当事業年度延滞金額	50,137,775	49,862,775	49,637,775	49,372,775
延滞先債権残高合計	50,137,775	49,862,775	49,637,775	49,372,775
延滞金額割合	1.4%	1.5%	1.4%	1.6%
受取利息償還額				
利率				
違約金				



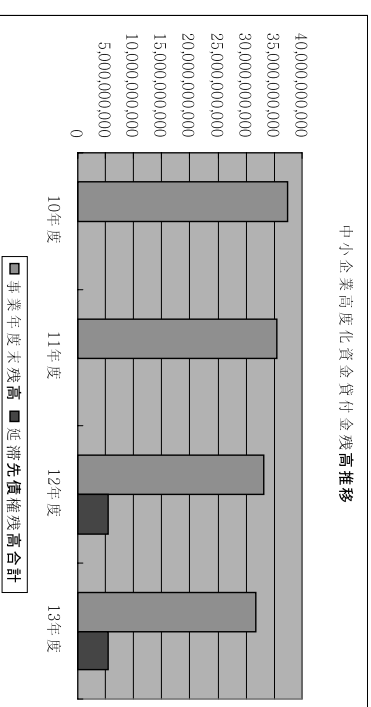
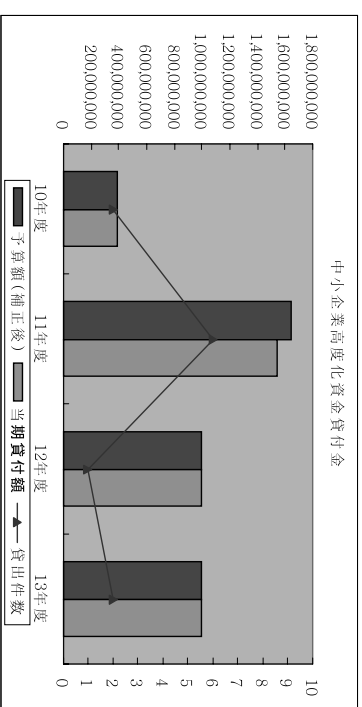
No. 2 県単独中小企業設備貸与資金貸付金

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
	件数	件数	件数	件数
子算額(補正後)	288,000,000	288,000,000	360,000,000	360,000,000
当期貸付額	2	288,000,000	3	253,660,000
調定額	26	283,761,000	23	270,734,000
償還額	26	254,902,000	24	253,245,000
返済免除額	26	283,761,000	23	270,734,000
不納欠損額				
調定減額				
収入未済額				
事業年度末残高	965,126,000	998,224,000	1,101,886,000	1,084,812,000
当事業年度延滞金額				
延滞先債権残高合計				
延滞金額割合				
受取利息				
利率				
違約金				



No. 3 中小企業高度化資金貸付金

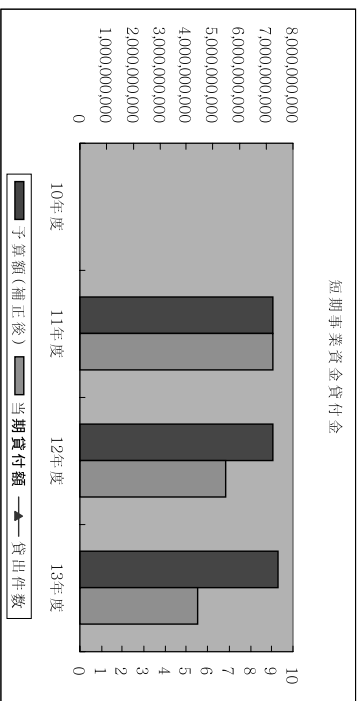
	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
	件数	件数	件数	件数
子算額(補正後)	386,000,000	1,643,983,000	1,000,000,000	1,000,000,000
当期貸付額	2	386,000,000	6	1,539,580,000
調定額	340	2,858,182,636	301	3,890,369,636
償還額	334	2,603,963,000	292	3,556,225,000
返済免除額	0	0	0	0
不納欠損額	0	0	0	0
調定減額	8	243,631,000	18	312,256,000
収入未済額	2	10,588,636	0	21,888,636
事業年度末残高	37,418,756,000	35,402,111,000	33,038,890,000	31,654,619,003
当事業年度延滞金額	0	0	2	5,542,670,000
延滞先債権残高合計	2	10,588,636	5	21,888,636
延滞金額割合	0.03%	0.06%	16.81%	17.52%
受取利息	259	503,093,245	200	448,105,087
利率	4.1%, 3.1%, 2.7%	4.1%, 3.1%, 2.7%	4.1%, 3.1%, 2.7%	4.1%, 3.1%, 2.7%
違約金	11	216,070	4	73,120



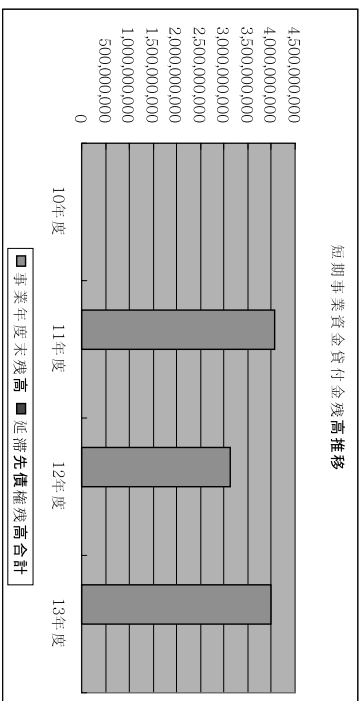
No. 4 短期事業資金貸付金

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
	件数	金額	件数	金額
子算額(補正後)		7,248,697,000	7,248,697,000	7,411,500,000
当期貸付額		7,248,697,000	5,465,000,000	4,390,357,000
調定額				
償還額		3,185,697,000	6,414,000,000	3,527,357,000
返済免除額				
不納欠損額				
調定減額				
収入未済額				
事業年度末残高		4,063,000,000	3,114,000,000	3,977,000,000
当事業年度延滞金額				
延滞先債権残高合計				
延滞金額割合				
受取利息				
利率				
違約金				

短期事業資金貸付金



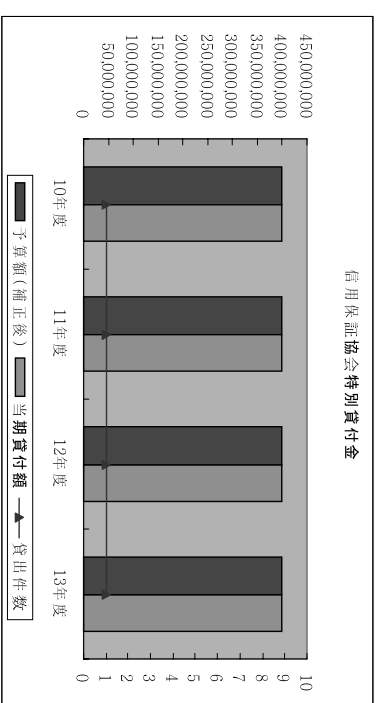
短期事業資金貸付金残高推移



No. 5 信用保証協会特別貸付金

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
	件数	金額	件数	金額
子算額(補正後)	400,000,000	400,000,000	400,000,000	400,000,000
当期貸付額	400,000,000	400,000,000	400,000,000	400,000,000
調定額				
償還額	400,000,000	400,000,000	400,000,000	400,000,000
返済免除額				
不納欠損額				
調定減額				
収入未済額				
事業年度末残高	0	0	0	0
当事業年度延滞金額				
延滞先債権残高合計				
延滞金額割合				
受取利息				
利率				
違約金				

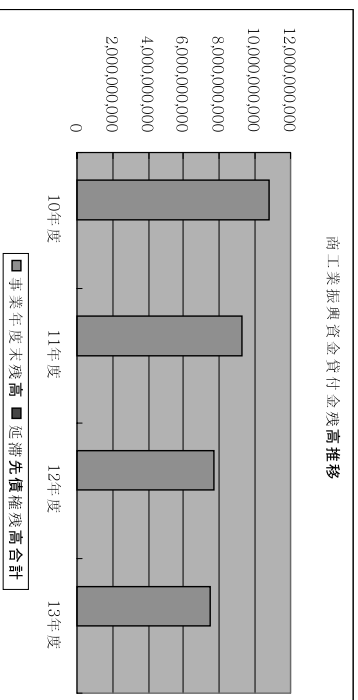
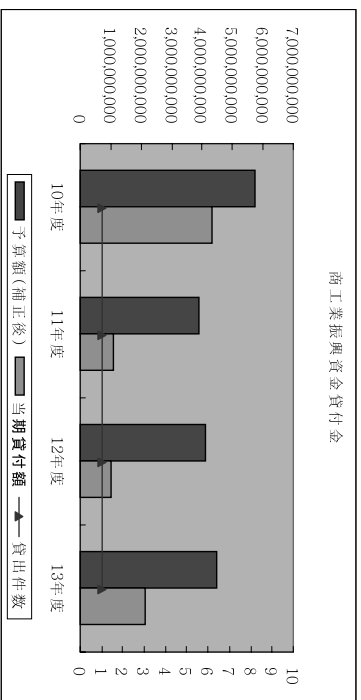
信用保証協会特別貸付金



残高は省略

No. 6 商工業振興資金貸付金

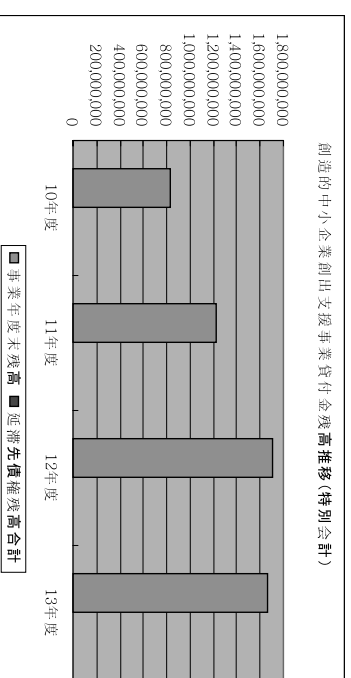
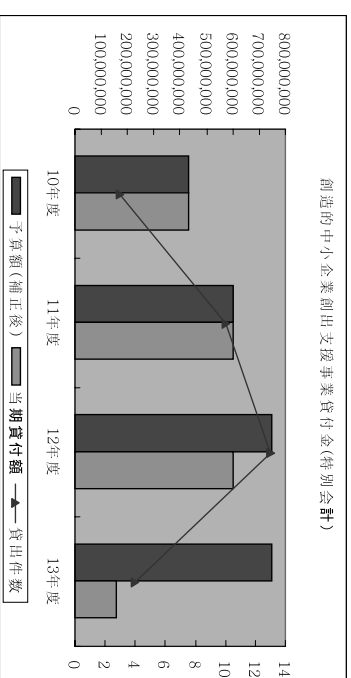
	平成10年度		平成11年度		平成12年度		平成13年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
予算額(補正後)	5,761,611,000		3,911,834,000		4,108,487,000		4,493,273,000	
当期貸付額	4,329,575,000		1,105,144,000		1,001,714,000		2,140,806,000	
調定額								
償還額	2,296,024,000		2,578,220,000		2,589,411,000		2,340,234,000	
返済免除額								
不納欠損額								
調定減額								
収入未済額								
事業年度末残高	10,758,781,000		9,285,705,000		7,698,008,000		7,498,580,000	
当事業年度延滞金額								
延滞先債権残高合計								
受取利息	25,071,354		16,967,454		12,562,771		10,036,592	
利率								
違約金								



No. 7-1 創造的中小企業創出支援事業貸付金(特別会計)

	平成10年度		平成11年度		平成12年度		平成13年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
予算額(補正後)	430,000,000		600,000,000		750,000,000		750,000,000	
当期貸付額	430,000,000		600,000,000		600,000,000		157,771,000	
調定額	20,000,000		200,000,000		129,000,000		194,011,000	
償還額	20,000,000		200,000,000		129,000,000		194,011,000	
返済免除額	0		0		0		0	
不納欠損額	0		0		0		0	
調定減額	0		0		0		0	
収入未済額	0		0		0		0	
事業年度末残高	830,000,000		1,230,000,000		1,701,000,000		1,664,760,000	
当事業年度延滞金額	0		0		0		0	
延滞先債権残高合計	0		0		0		0	
延滞金額割合	0%		0%		0%		0%	
受取利息	0		0		0		0	
利率	0		0		0		0	
違約金	0		0		0		0	

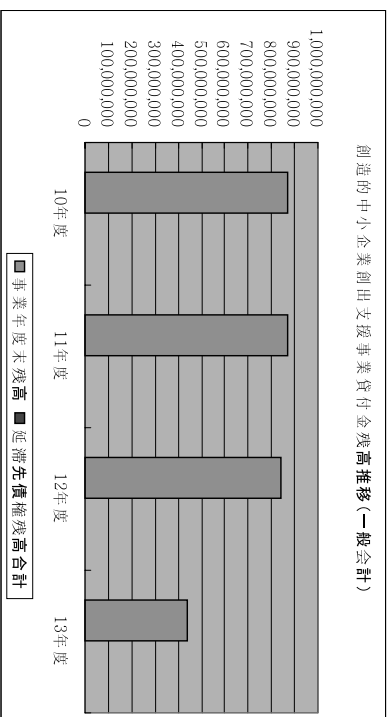
(注) 件数欄は、創造的中小企業者に対する投資件数を記載している。



No.7-2 創造的中小企業創出支援事業貸付金（一般会計）

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
予算額（補正後）	件数 金額	件数 金額	件数 金額	件数 金額
当期貸付額	0 0	0 0	0 0	0 0
調定額	0 0	0 0	30,000,000 1	400,000,000 1
償還額	0 0	0 0	30,000,000 1	400,000,000 1
返済免除額	0 0	0 0	0 0	0 0
不納欠損額	0 0	0 0	0 0	0 0
調定減額	0 0	0 0	0 0	0 0
収入未済額	0 0	0 0	0 0	0 0
事業年度末残高	3 870,000,000	3 870,000,000	2 840,000,000	2 440,000,000
当事業年度延滞金額	0 0	0 0	0 0	0 0
延滞先債権残高合計	0 0	0 0	0 0	0 0
延滞金額割合	0%	0%	0%	0%
受取利子	0 0	0 0	0 0	0 0
利率	0 0	0 0	0 0	0 0
違約金	0 0	0 0	0 0	0 0

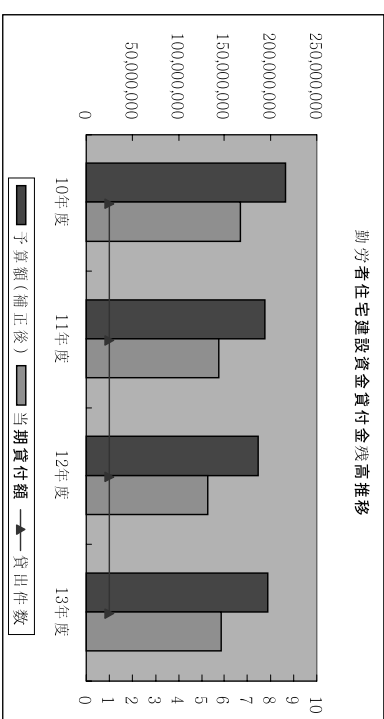
新規貸付は無いため省略



No.8 勤労者住宅建設資金貸付金

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
予算額（補正後）	件数 金額	件数 金額	件数 金額	件数 金額
当期貸付額	1 166,706,000	1 143,098,000	1 187,121,000	1 197,019,000
調定額	1 166,706,000	1 143,098,000	1 131,121,000	1 147,019,000
償還額	1 166,706,000	1 143,098,000	1 131,121,000	1 147,019,000
返済免除額				
不納欠損額				
調定減額				
収入未済額	0 0	0 0	0 0	0 0
事業年度末残高				
当事業年度延滞金額				
延滞先債権残高合計	0%	0%	0%	0%
延滞金額割合	1 2,553,274	1 2,176,215	1 2,049,881	1 2,188,119
受取利子	1.5% 3.0%	1.5% 3.0%	1.5% 3.0%	1.5% 3.0%
利率				

勤労者住宅建設資金貸付金残高推移



残高は省略